

臨海副都心周辺地域における公共交通協議会規約新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条から第 1 1 条まで (現行の通り)</p> <p>(事務局)</p> <p>第 1 2 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、東京都都市整備局都市基盤部、中央区環境土木部、港区街づくり支援部及び江東区土木部に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長を置き、東京都都市整備局都市基盤部<u>自動車政策</u>担当課長をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第 1 3 条から第 1 4 条まで (略)</p>	<p>第 1 条から第 1 1 条まで (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第 1 2 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、東京都都市整備局都市基盤部、中央区環境土木部、港区街づくり支援部及び江東区土木部に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長を置き、東京都都市整備局都市基盤部<u>交通プロジェクト</u>担当課長をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>第 1 3 条から第 1 4 条まで (略)</p>